

# 喀痰吸引制度の申請等に係る参考資料

平成24年2月29日  
鳥取県障がい福祉課

平成24年4月1日から制度に基づく喀痰吸引等の行為を行う場合に必要となる書類等について、次のとおりお示しします。

## 1 認定特定行為業務従事者認定関係（経過措置）

### （1）対象者

次の通知等により喀痰吸引等の特定行為を行うために必要な知識及び技能の修得を終えている方が対象者となります。

- ALS患者の在宅療養の支援について（平成15年7月17日 医政発第0717001号）
- 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（平成16年10月20日 医政発第1020008号）
- 在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて（平成17年3月24日 医政発第0324006号）
- 介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）
- 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について（平成23年10月6日 老発第1006号第1号）
- 介護職員によるたんの吸引等の試行事業（特定の者対象）
- 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について（平成23年11月11日 障発1111第2号）

### （2）必要書類

事業所単位でおとりまとめいただいた次の書類を、障がい福祉課へ御提出ください。

- 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書（様式17-1）
- 住民票の写し
- 申請者が法附則第4条第3項各号に該当しないことを誓約する書面（様式5-3）
- 喀痰吸引等に関する研修修了証明書（該当するものがある場合）及び修了した研修内容、研修時間を示す資料
- 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類①（本人誓約書）（様式17-2様式）
- 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類②（第三者証明書）（様式17-3）
- 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類③（実施状況確認書）（様式17-4）

## 2 登録特定行為事業者（経過措置者がいる事業者）関係

次の書類を、事業所の所在する各圏域（東部・中部・西部）の総合事務所福祉保健局へ御提出ください。

- 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書（様式1-1）
- 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式1-2）
- 申請者が法人の場合 → 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 申請者が個人の場合 → 住民票の写し
- 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式1-3）
- 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の5第1項各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類（様式1-4）
- 認定特定行為業務従事者については認定特定行為業務従事者認定証の写し、また看護師等の資格をもって喀痰吸引等業務を行う者については免許証の写し

## 3 その他

実質的違法性阻却関係通知は、平成24年4月1日以降、一定の移行期間（現在のところ示されていません。）を経て廃止される予定です。この関係通知が廃止されるまでは、認定特定行為業務従事者の認定や登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録を受けていなくても実質的違法性阻却関係の通知による喀痰吸引等の行為を行うことは可能ですが、移行期間が未定であること、喀痰吸引の制度化がなされたことから、喀痰吸引の実施をされる事業者におかれては、できるだけ早い時期の登録申請をお願いします。

御不明な点は障がい福祉課障がい福祉サービス係（電話0857-26-7193）までお問い合わせください。